

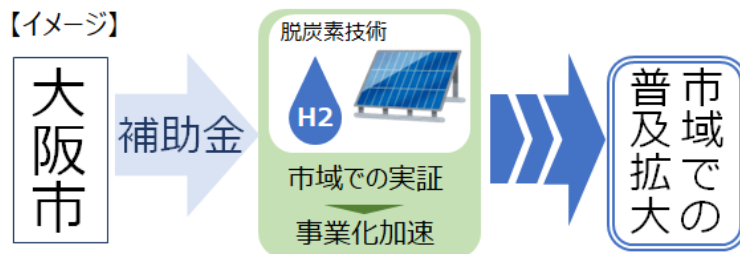
# 令和7年度 新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金 公募要領（2次募集）

## 1. 事業の趣旨・概要

大阪市では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボンおおさか」の実現に向け取組を進めており、この目標達成には、従来型の再エネ・省エネ技術だけでなく、新たな脱炭素技術の開発及び社会実装が必要不可欠です。

高度に都市化が進んだ大阪市では、エネルギー需要に対して再エネ供給量が少ない等、大都市特有の課題があることから、これらの課題を克服する新たな脱炭素技術の事業化を加速させるとともに市域での普及拡大を図るため、「新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助」を実施します。

なお、補助金の交付については、「新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」とする。）」に定めるほか、この公募要領に定めるところによります。



## 2. 補助事業

補助事業は、大阪市域で行う次のいずれの要件も満たす事業とします。

- (1) 温室効果ガス排出削減に寄与する技術であること。
- (2) 高度に都市化が進んだ大阪市の地域特性を踏まえ、市域において**実証**を行うこと。なお、**実証**とは、既開発されているが**事業化に至っていない新たな脱炭素技術について事業化のための課題抽出、試験運転・検証等を行うこと**をいう。

### 【脱炭素技術（例）】

- ・ 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に記載された技術

- (3) 実証の取組を市民・事業者に対して広く情報発信するとともに、当該技術について、**補助事業終了後早期に事業化に取り組み、市域での普及拡大に貢献すること**。

## 3. 補助率・補助金額・補助事業実施期間

補助率・補助金額・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

### (1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

※ただし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額

(2) 補助金額

上限 1,000 万円以内

(3) 補助事業実施期間

交付決定日から令和 8 年 2 月 13 日（金曜日）まで

《留意点》

○大阪市の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額を減額して交付決定する場合があります。

○当補助金は、**補助事業完了後の精算払い**です。事業実施期間中は、全額自己負担で総費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書をご提出いただき、本市においてその内容を検査のうえ補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをご了承ください。

○採択事業となった場合は、採択後 5 年間は大阪市の会計年度終了後 15 日以内に、過去 1 年間の構想内容実現へ向けたアクションに対する実績を記載し、提出していただきます。

#### 4. 補助事業の実施主体（申請できる方）

(1) 補助事業の申請者

○補助事業の実施主体（申請できる方）は、大阪市において新たな脱炭素技術を活用した事業展開をめざしている者です。

なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合は、代表事業者を 1 者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

※複数の事業者が連携して事業を実施する場合

- ・ 申請事業者と共に補助事業を実施する事業者（補助事業に対する一部経費を負担）を「共同事業者」という。
- ・ 申請事業者及び共同事業者が実施する補助事業に対して、技術支援等の協力を実施する事業者（補助事業に対する経費負担なし）を「協力事業者」という。

(2) 申請資格・要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができません。補助事業を共同で行う場合は、申請者である「代表事業者」だけでなく、全ての「共同事業者」においても同様であり、さらに全ての「協力事業者」においても次のウ～ケの要件に該当する場合、申請することができません。

ア 法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者(同等以上の重大な不正行為をしたと市長が認める場合も含む。)

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

キ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ク 本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ケ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 5. 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

| 補助事業区分                     | 経費区分  | 補助対象経費の内容                                                                               |
|----------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 新たな脱炭素技術<br>実証・事業化支援<br>事業 | 実証事業費 | 消耗品費、原材料費、機械等の購入費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、保険料、設置等工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費、その他市長が必要と認めるもの |

### 《留意点》

#### ○補助の対象外となる経費

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

- ・公租公課(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- ・振込手数料
- ・パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入等に係る経費
- ・直接人件費に相当する経費
- ・申請された補助事業に直接関係があると本市が判断できない経費

#### ○消費税等の扱い

補助事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 6. 申請等に関する手続き

### (1) 申請方法

次の提出書類を、令和7年8月1日（金曜日）必着で、大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当あてに郵送又は持参してください。なお、複数の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同事業者にあつては（3）に掲げる書類一式を、協力事業者にあつては（3）エ、オに掲げる書類を提出してください。

※必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。（午前9時から午後5時30分まで。ただし午後0時15分から午後1時及び土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※提出書類を持参される場合は、以下の〔提出先〕に令和7年8月1日（金曜日）午後5時30分までに、ご持参ください。なお、持参される場合は、必ず事前に持参日時を電話でお伝えください。（午前9時から午後5時30分まで。ただし午後0時15分から午後1時及び土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### 〔受付期間〕

令和7年6月27日（金曜日）から同年8月1日（金曜日）まで

### 〔提出書類〕

(1) 補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）

(2) 事業計画書（交付要綱様式第1—2号）

(3) 添付書類

ア 個人の場合は住民票の写し（3カ月以内のもの）

イ 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3カ月以内のもの）

ウ 「4（2）申請要件・資格」ア及びイに係る納税証明書（次の2通）

(a) 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近3年度分の証明書

(b) 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 事業概要や会社概要を記載した書類

オ 誓約書（交付要綱様式第1—3号）

カ その他市長が定める書類

### 《留意点》

○提出部数は各1部。ただし、（3）のエについてはコピーでも可。提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

○市税の納税記録がない場合には、申立書（任意書式。記載事項は以下のとおり。）を作成の上、他の提出書類とともにご提出ください。

### 《申立書記載事項》

① 納税先の自治体に対して、納税義務を負っていない旨

② ①により、提出が出来ない書類の名称

○大阪市の公共施設を実証フィールドとして使用したい方は、公共施設利用調整シートを令和7年7月14日（月曜日）までに大阪市環境局環境施策部環境施策課エネルギー政策担当あてに電子メールにより提出してください。実証する技術や実証内容等を考慮したうえで、実証フィールドとして提供可能か判断します。

〔提出先〕

大阪市環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス 13F

TEL 06-6630-3483 FAX 06-6630-3580

E-mail : [ja0088@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0088@city.osaka.lg.jp)

※公募要領及び申請書等の様式については、下記のホームページからダウンロードできます。（郵送による配付は行いません。）

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000651103.html>

（2）質問の受付

ア 受付期間 令和7年6月27日（金）～令和7年7月18日（金）17時まで（市が受信完了）

イ 提出方法 質問書に記載し、上記〔提出先〕記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

※電子メールを送付する際には、必ず到達確認の電話連絡（06-6630-3483）を行うこと。なお、期間外及び電子メール以外での質問は受付けない。

ウ 回答 令和7年7月25日（金）に環境局ホームページに掲載します。

「[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal\\_hattyuuanenkenn/21-Curr.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuanenkenn/21-Curr.html)」

※口頭による個別回答は行わない。回答の内容を確認しなかったことにより提案者が被った損失については、市は一切の責めを負わない。なお、回答書は、本公募要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

## 7. 審査方法

### （1）審査方法

専門家により構成された選定会議を令和7年8月中旬（予定）に開催し、申請事業者から事業計画書等に基づきプレゼンテーションをいただき、事業計画等の審査を行います。なお、応募多数の場合、事前に書類審査による選定会議を開催し、プレゼンテーションに進む申請事業者を絞る場合があります。また、審査を行うにあたり、必要に応じて、別途書類の提供を求める場合があります。

選定会議では、次の点を中心に審査を行い、補助事業を採択します。

#### <審査のポイント>

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

| 審査項目                  | 審査基準                                                                                                                                                           | 配点    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 事業目標の有効性、事業内容の妥当性     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の市域での社会実装に向けたプロセスが明確に示され、それに対して事業目標が有効かつ適切に設定されているか。</li> <li>・事業の実施体制、遂行能力が充分整っているか。</li> </ul>                   | 15 点  |
| 事業化の実現可能性             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該技術の実用性や実現可能性について課題や技術開発要素等を整理しているか。</li> <li>・事業化までのスケジュールについて、目標設定をしたうえで具体的かつ合理的な解決策及び事業化に向けた方途を構想しているか。</li> </ul> | 25 点  |
| 当該技術の新規性・優位性、都市部での有効性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・競合技術と比較したうえで、技術的な新規性・優位性、経済的優位性があるか。</li> <li>・本市の地域特性に適合した有効な脱炭素技術であるか。</li> </ul>                                    | 20 点  |
| 当該技術による温室効果ガス削減効果     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される温室効果ガス削減効果（市域で普及された場合も含む。）について合理性・妥当性があるか。</li> </ul>                                                             | 25 点  |
| 事業の情報発信               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウや手法を活用し、事業の成果を効果的に発信する計画となっているか。</li> </ul>                                                                     | 5 点   |
| 費用積算根拠                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算根拠が客観的に妥当と判断できるものとなっているか。</li> </ul>                                                                                 | 10 点  |
| 合計                    |                                                                                                                                                                | 100 点 |

## （２）審査方法

- ・審査の結果、合計得点が高いもので順位付けを行います。同点の場合には、審査項目中、「事業化の実現可能性」の得点がより高い者を上位とする。なお、合計得点が満点の６割に満たない事業者については、選定を行わない。
- ・有識者会議の審査結果を踏まえ、予算額の範囲内で大阪市が採択事業を決定します。

## （３）審査結果

審査の結果は、令和７年８月下旬（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

## （４）採択事業の公表

採択された補助事業は、事業者名、事業名、事業概要等を大阪市ホームページで公表します。

## ８．採択後の手続き等

### （１）補助事業の内容等の変更

補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。交付要綱第7条第3項に規定する軽微な変更にあたるか否かは、大阪市が判断しますので、必ず事前にご相談ください。

※軽微な変更とは、補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助対象経費が減額となる場合であって、減額する金額が第4条第1項の規定により通知した交付決定額の100分の20に満たない場合とします。（ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。）

※金額・内容変更の承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。ただし、すでに交付決定を受けた内容を継続して行う場合は、この限りではありません。

## （2）事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

## （3）事業着手

補助事業に着手した場合は、速やかに新たな脱炭素技術実証・事業化支援事業補助金事業着手届（交付要綱様式第9号）を市長に提出していただきます。

## （4）実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、令和8年2月27日（金曜日）又は補助事業の廃止の承認を受けた日の翌日から起算して30日を経過した日までのいずれか早い日までに、下記書類を提出していただきます。なお、経費の内訳や支払状況が不明な場合は、別途書類の提供を求める場合があります。

〔提出書類〕

（1）補助事業実績報告書（交付要綱様式第10号様式）

（2）添付書類

ア 補助事業の契約関係書類の写し（経費の内訳が分かる書類を含む。）

イ 補助事業に係る支出を証する書類の写し（経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるものを含む。）

ウ その他市長が定める書類

## （5）補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪市の会計年度の終了後5年間保存してください。

加えて、取得価格又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間の保管が必要です。なお、補助金受け取り時の銀行口座については、国内金融機関の口座をご用意ください。

#### （６）財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が１件あたり 50 万円以上）を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。



## 申請から補助金受領までの主な流れ（予定） 2次募集

